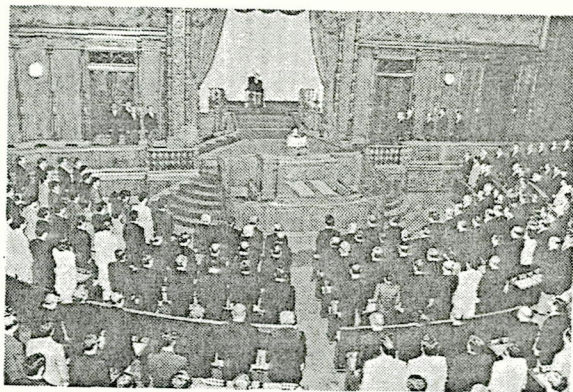


国会議員は戦後補償問題を どう考えているのか



編集部

戦後五〇年にあたる一九九五年が近づいている。国内でわきあがった「国際化・国際貢献」の論議と対をなすように、この二年ほどの間に、アジアを始め各国・各地域の人々から日本の「戦争責任」「戦後責任」を問う動きもまた急速に広がった。二〇件を超える戦後補償請求訴訟が日本の裁判所に提起され、単にその支援にとどまらない、「戦争・戦後責任」を自ら問い直す運動も大きく展開している。確かな足取りで世論も動いた。ある調査では、すでに五〇％の人が、ともかくも「戦後補償を実施すべき」と答えている（日本リサーチセンタ―、一九九二年一〇月―十一月実施）。政治的経緯や法的根拠よりも報道などで知った当事者の訴えによって「常識」から判断して気づいてきているといえよう。

こうした経過をへて、「戦後補償問題」は否応なく政治課題に浮上してきた。実態の調査と認知、責任の確認、しかるべき補償・回復措置などの戦後処理を問わないできた「戦後責任」、そして歴史認識としての「戦争責任」が、必ずしも政府からではなく、アジアの人々「被害当事者」から問われて、事態がここまで来たことに注意すべきだろう。「人間として」この国の姿勢の根幹が問われているのである。そこで編集部では、衆参あわせ全国会議員（七六三人）に直接、「従軍慰安婦」問題を中心とする戦後補償問題に関するアンケート」を実施した。時あたかも劇的な政権交代を生んだ七月の総選

●党派別回答者数

自民党	5	(衆4, 参1)
社会党	55	(衆23, 参32)
新生党	6	(衆)
公明党	11	(衆8, 参3)
日本新党・新党さきがけ	16	(衆15, 参1)
共産党	1	(衆)
民社党・新党クラブ	2	(衆1, 参1)
民主改革連合	2	(参)
二院クラブ	1	(参)
無所属	1	(参)
計	100	

挙直後であった。七月末から八月初めにかけて行なわれた韓国での日本政府による元「慰安婦」への聞き取り調査（証言聴取）、八月四日の「従軍慰安婦」に関する政府調査結果発表（同時に官房長官談話公表）を受けた時期だった。また、一〇日の細川新首相の「侵略戦争、間違った戦争」発言、一五日の全国戦没者追悼式でのアジアと全世界の戦争犠牲者とその遺族に哀悼の意表明もあった。新勢力図による国会が始まったところでの国会議員アンケートである。つきつけられた実態をどう認知し、どんな歴史認識をもって国のグランドデザインを描くのか。運動グループなどから提起されている戦後補償問題特別委員会の設置、謝罪と補償実施の国会決議に対してどう応えるのか、回答から、各議員の姿勢を読み取っていただきたい。あわせて、主権者たる私たちが「戦後の転換」「歴史の回復」を進めるきっかけになればと思う。以下に回答結果、回答結果に対する三氏のコメントを掲載する。

いられている人が多いといわれています。) に対しては応急の生活支援を各国政府と相談してすみやかに実施する。

- f. その他 (別記) 8
g. わからない。 0

5-Ⅱ. 上記質問5に対して、「b. 補償は必要ない」と答えた方に伺います。

【補償不要の理由】

なぜ補償は必要ないと考えますか。(○印を。複数回答いただいて結構です。)

- a. アジア太平洋戦争時の補償問題は、北朝鮮を除き日本と相手国政府との間の条約や協定などですべて解決済みだから。 4
b. 日本人の元「従軍慰安婦」や、補償が必要と思われる国内の空襲被害者などに対しても補償していないから。 0
c. 「従軍慰安婦」は、戦時なのでやむをえないことであり、受忍限度の範囲内であるから。 0
d. 外国人に対する措置に、日本の税金を国庫から支出することは好ましくないから。 0
e. いちいち補償していたら際限がないから。 1
f. その他 (別記) 1

以下、「従軍慰安婦」以外の戦後補償問題および全般的なお考えについて、伺います。

6. 【「従軍慰安婦」問題以外の戦後補償要求について】

「従軍慰安婦」問題以外にも、旧植民地・占領地の諸国から以下のような問題が当事者から提起されていますが、これらの問題を知っていますか。(○印を。複数回答いただいて結構です。)

- a. 旧日本軍軍人・軍属問題 74
b. 浮島丸事件 35
c. サハリン残留韓国・朝鮮人問題 82
d. 援護法の国籍条項に関する問題 59
e. 韓国・朝鮮人BC級戦犯問題 59
f. 労務者(賃金不払)問題 62
g. 軍票問題 72
h. 在日韓国・朝鮮人戦争犠牲者の問題 64
i. 在韓被爆者の問題 76
j. 日本軍による住民虐殺問題 64
k. 花岡事件(中国人強制連行) 65
l. インドネシア兵補の問題 30
m. 連合国捕虜虐待問題 44
n. 軍事郵便貯金返還問題 61
o. その他(別記) 9
p. 特に関心はない。 0

7. 【「国家間の解決」と「個人の請求権」について】

日本の外務省は、例えば日韓間の問題について、次のような見解を示しています。

「日韓請求権協定におきまして両者間の請求権の問題は最終的かつ完全に解決したわけですから。その意味するところは、日韓両国が国家として持つております外交保護権を相互に放棄したということで、個人の請求権を消滅させたものではございません」(1991年8月27日、参院予算委における外務省条約局長答弁)

この点については、基本的にどのように考えますか。(○印を。)

- a. 国家間の解決の中に個人の請求権問題も吸収されるものとする。 6
b. 国家間の問題と個人の問題はやはり別と考えるべきである。 56
c. 個人の問題をどう扱うかは、ケース・バイ・ケースで対応すべきと考える。 30
d. その他 (別記) 2
e. わからない。 0

8. 【歴史教育のあり方について】

「過去の歴史」を正しく教育する必要性については、従来の首相発言にもありましたが、まだ具体化していません。「従軍慰安婦」を含む戦後補償問題について、日本の学校教育や社会教育の中でどのように教えられるべきだと考えますか。(○印を。複数回答いただいて結構です。)

- a. 歴史や現代社会などの教科書の記述をより充実させる。 82
b. 強制連行された人が掘った地下壕跡などを保存し、教材として活用する。 44
c. 真相を全面的に公開し、責任を認め、被害事実を明らかにするための記念館を建設する。 53
e. いままでの取り組みで充分である 2
f. その他 (別記) 7

9. 【立法府の役割について】

「従軍慰安婦」問題をはじめ、戦後補償の問題の解決のために、立法府としての国会が果たすべき役割については、どのように考えますか。(○印を。複数回答いただいて結構です。)

- a. 既存の委員会などで質問や意見表明を行う。 31
b. 戦後補償問題特別委員会(仮称)を新たに設置し、立法府としての調査、公聴会の開催、討論などを行う。 59
c. 謝罪と戦後補償問題解決促進のための特別決議を行い政府に働きかける。 51
d. 補償措置などのための特別立法を行う。 45
e. その他(別記) 5
f. わからない 1

10. これらの問題に関するご意見・ご提案・ご感想・決意などありましたら、裏面にご自由にお書き下さい。

(別記) 15

「従軍慰安婦」問題を中心とする 戦後補償問題に関するアンケート〈回答結果〉

●回答議員数：100人（内、辞退6人）9月25日集計

1. 【元「従軍慰安婦」が存在した地域について】

戦争中、日本軍によって「従軍慰安婦」にさせられたという各国（地域）女性たちからの訴えを知っていますか？（知っている国・地域に○印を付けて下さい。）

- | | |
|-----------|----|
| a. 韓国 | 93 |
| b. 北朝鮮 | 70 |
| c. 中国 | 64 |
| d. 台湾 | 60 |
| e. フィリピン | 80 |
| f. マレーシア | 43 |
| g. インドネシア | 50 |
| h. ベトナム | 11 |
| i. オランダ | 67 |
| j. 在日の韓国人 | 61 |
| k. その他 | 6 |

2. 【「従軍慰安婦」問題に対する印象】

「従軍慰安婦」問題についてどう感じていますか。（○印を。複数回答いただいて結構です。）

- | | |
|---|-------|
| a. 人道的にも人権上も問題があり、国際的にも恥ずべき行為だ。 | 89 |
| b. 日本軍は直接関与しておらず、誇張されて騒がれすぎている。 | 1 |
| c. 実際あったが、戦時なので仕方がない。 | 1 |
| d. 他国の軍隊にもあったことで、日本だけが批判されるのはおかしい。 | 3 |
| e. アジア各国との信頼関係を得る上でも、早急に解決しなければならない問題である。 | 84 |
| f. その他 | 3（別記） |
| g. 特になし。 | 0 |

3. 【「従軍慰安婦」に関する実態調査について】

現在まで日本政府が行ってきた実態調査および8月4日に政府が発表した第2次調査結果についてどう思いますか。（○印を。複数回答いただいて結構です。）

- | | |
|---|-------|
| a. 現在までに日本政府が行ってきた調査で充分だと思う。 | 3 |
| b. 実態調査は相手国にまかせておけばよい。 | 0 |
| c. これまでの調査だけではまだ不十分であり、範囲を韓国以外にも広げて、さらに調査すべきである。 | 76 |
| d. 日本国内の資料も内務・警察関係など未発表・未調査のものが多数あると思われる。可能な限り明らかにすべきだ。 | 78 |
| e. その他 | 4（別記） |
| f. 特になし。 | 3 |

4. 【「従軍慰安婦」に対する旧日本軍の関与の事実について】

「従軍慰安婦」に旧日本軍がどのように関与していたと思いますか。（○印を。）

- | | |
|--|-------|
| a. 部隊の周辺で行われていた一般的な売春行為であり、軍とは直接関係ない。 | 0 |
| b. 軍は多少関与していたが、彼女たちを強制的に慰安所に連行したわけではない。 | 3 |
| c. 慰安所は、旧日本軍が組織・運営に深くかかわっており、彼女たちは強制連行もしくははだまされて連行、使役されたものである。 | 85 |
| d. その他 | （別記）4 |
| e. わからない。 | 8 |

5. 【元「従軍慰安婦」当事者に対する補償について】

現在までに韓国・フィリピン・在日の元「従軍慰安婦」たちが、日本政府に実態調査と誠意ある謝罪・補償を求めて裁判を提起しています。元「従軍慰安婦」に対する補償が必要だと思いますか。（○印を。）

- | | |
|----------------|----|
| a. 補償が必要だと思う。 | 75 |
| b. 補償は必要ないと思う。 | 6 |
| c. わからない。 | 4 |
| *. 補償に代わる措置が必要 | 9 |
| *. 今後の検討課題 | 1 |

5-I. 上記質問5. に「a. 補償が必要」と答えた方に伺います。

【補償方法について】

どのような形での補償が適切だと思いますか。次の中から選んで下さい。（○印を。複数回答いただいて結構です。）

- | | |
|---|----|
| a. 被害当事者個々人に、日本政府が直接補償を行う。（*米国、カナダ政府の日系人に対する補償、台湾人元日本兵に対する「特別弔意金」の事例があります。） | 48 |
| b. 個人に対する補償ではなく、在韓被爆者に対して行ったように当事者の属する政府などに対して相当額の基金を供与し、用途を限定して、病院を建設したり、被害者のための施設を建設する。 | 17 |
| c. 当事者の属する政府などに相当額の基金を供与するが、その用途については相手国政府と当事者にゆだねる。 | 17 |
| d. ジュネーブなどでの国際的な動きもあるので、国連などの国際的な仲裁機関に判断をゆだね、その勧告に従って実施する。 | 22 |
| e. 元「慰安婦」の生活困窮者（*身寄りがなかったり、健康を害していたり、貧困で苦しい生活を強 | |

アンケート書き込み回答

(敬称略)

上原康助(社、国務大臣) (慰安婦の軍閥)

慰安所の設置、管理および運営については、旧日本軍が直接、間接に関与してきたものである。(補償) 国家間で解決されているが、国家間の解決では処理できなかった人道上の問題とかがえる。(歴史教育) 歴史の教訓として、次世代に語り伝えるための研究、教育活動の充実を図るべきである。(立法院の役割) 戦争責任を明らかにして、不戦の決意を内外に表明するための国会決議の実現が、当面の課題だと考えている。

佐藤観樹(社会党)

民間の調査・研究に対しても十分関心をはらうべきである。謝罪と反省の気持ちをもとに、責任を果たせるかについて真剣に検討したうえで実行に移すべきだ。(補償に關して) 様々な事例について調査検討が始まっており、早期に前記方法も含めて検討が進められるべきだとかんがえる。歴史の真実を回避することなく、教訓として歴史研究、教育を通じて次の世代に引き継ぐべきである。国権の最高機関としてまず、戦争責任(不戦の誓い)について国会決議を行なうべきである。

田英夫(社会党、護憲民主連合)

在日朝鮮人問題もある。補償方法は国によって国民性によって対応が違ふ。例えば韓国の場合(北朝鮮も)日本からの補償をこころよしとせず、自国政府で補償する態度を取っている。この場合、日本としてどのように対応するかの問題である。(慰安婦以外の戦後補償問題例) 韓国、朝鮮人の強制連行、強制労働問題が数の上からもっとも重大。これが欠落しているのはおかしい。中国政府は花岡事件について「政府間では賠償は解決しているが民間人の補償は別である。ただし日中友好を阻害するようなことがあってはならない」としている。これに対し日本が、どう対応すべきか問題である。

小川元(自民党) (立法院の役割) 政府主導で行なうべき。旧日本国籍の軍人への補償問題等、当然解決されねばならぬ問題は多いと思う。しかしこの種の問題は、外野で騒ぐのではなく、調査解決を政府に一任すべき。立法が必要な場合は立法院が関与すべきものと思う。青木宏之(新生党) (慰安婦問題) 該当者本人の訴えに基づいた調査でよい。本人が了解したケースも相当あったと聞いた。(補償) ただし、事実確認の上、国との関係も考慮する必要あり。

り。戦争そのものについての悲惨さ、非人道性をしっかり根付かせることが大切。

高木陽介(公明党) (慰安婦に日本軍が) 関与したと思われる。そのことについてはさらに事実調査をし、明確にするべきだ。戦争の問題については、事実をより明らかにしつつ二度と不幸が起こらないようにするべき。

錦織淳(新党さきがけ) 補償請求権の有無、および法理論的根拠については現在、検討中。

五島正規(社会党) 戦争中の過去のことという問題にとどまらず、現在も形を変えて問われつつある問題だ。松本善明(共産党) (慰安婦) 国家による犯罪であり、そもそもこの問題は、日本政府が従来から侵略戦争と認めない立場をとり、存在を隠しつつ、否定してきた問題である。政府は真相を徹底説明する姿勢で調査することが必要。個人の補償請求権は、国家間で解決することが国際法上基本となっているが、そうだとすると国家間の協定ですべての問題が包摂されない場合があり、個人の補償請求権が出てくることはありうる。従軍慰安婦の補償問題など戦後補償問題は国際法上、たいへんむずかしい問題を含んでいる。しかし日本が行なった侵略戦争の責任はけつしてあいまいにすることはできず、日本政府の誠実な対応が必要である。したがって国内法で可能な「特別立法」措置によって、可能な範囲で補償を行なうことを検討すべきである。

武部勤(自民党) (補償) かなりかて回答しえない大きな問題です。

大矢卓史(民社党、新党クラブ) (補償) 日本からの既払賠償(名目は問わず)が当該者にその補償が行き渡っているのか調査が必要。(立法院の役割) 関係委員会議論を尽くし、必要な場合は補償措置をふくむ立法化を行なう。(問10) 知識で知るだけでなく、各事件の真相にできるだけ迫る調査を行なうべき。

小沢鋭仁(日本新党) (補償は必要ない) ただし、民間資金(財団など)を活用した誠意のある対応が必要。外交上は解決。それ以上は人道的対応でおこなうべき。

牧野聖修(日本新党) 国外問題もさることながら、国内にも戦後処理問題が多々あり、この点にも充分な留意が必要である。

小泉農一(日本新党) (歴史教育) 事実の調査とその全面公開。国際化時代、地球市民の時代の今、国際社会の責任ある一員となるならば、過去の戦争の事実を事実として捉え、戦後処理問題を明確な形で決着させ第一歩とすべき。国

連人権規約にもとづき国籍条項の見直しを図るべきだと思う。

枝野幸男（日本新党）（補償必要）
人道的見地から、何らかの「事実上の」補償をするという意味で。（補償）必要ない。法律上の補償は不要という意味で。

清水澄子（社会党）（補償問題、その他）当時、日本政府の発行した国債や民間企業（銀行、生命保険等）の貯蓄、債券問題など。

西岡瑠璃子（社会党、護憲民主連合）（補償問題、その他）沖縄の戦後処理、台湾人日本兵補償問題。

小川仁一（社会党）（補償問題、その他）花岡事件＝強制連行は、他の事業場に多くあります。／戦後補償、遅きに失しました。私は軍人恩給欠格者問題をやってきました。より努力します。

栗原君子（社会党、護憲民主連合）
このままでしたら、日本は近い将来、アジアの国々から孤立していきます。早急に謝罪と補償を誠意をもってなすべきだと思います。

穂山篤（社会党）（慰安婦問題、その他）アジアには、「恨」うらみ、つらみ、悲しみ、怒りがある。これの解決がないかぎり、真の友好、平和はありえない。

川橋幸子（社会党）（慰安婦問題、その他）人道上、人権上の問題であり、日本としてはすべき行為。（実態調査、その他）真実を明らかにする。事実を明

らかにする、の視点から可能なかぎりの調査を続行する。／（補償）被害者個人の意見、相手国政府の意思をともに謙虚に聞きながら、効果的な補償を日本自身で判断する。／（慰安婦、その他）具体的には、個々の事例を知らないが、波及する問題だと考える。／（歴史教育、その他）問8・Cのうち「祈念館」の適否、内容を検討する。／日本人、日本国および人間や人類の歴史を直視し、人類の平和なしいしは人類の愚行を記録にとどめることを急ぐべし。

大畠章宏（社会党） 世界、特にアジアに信頼される日本とするために、これらの戦争中の日本の行為を明確にし、反省と謝罪、補償を行なうべきである。

沢藤礼次郎（社会党）（慰安婦の地域）このすべての地域で事実があったと思います。／事実を事実として認め、誠意をもって対応するべきだと思います。

竹村泰子（社会党、護憲民主連合）（慰安婦問題、その他）アジアの国々との外交の基本であると考えて。国連の人権委員会ほかの最近の調査等の動きもあり、日本の国としての誠意を示すべき。／（戦後補償問題、その他）総合的に強制され労働させられた強制連行の問題。

赤羽一嘉（公明党）（慰安婦調査）調査を進め、その解明に努めるべきである。／補償問題については今後の検討課題であると思う。／（歴史教育）過去の

歴史を正しく教育する必要性は認めているが、現状でこの問題についてどう教えていくかは充分調査を行なったあとでよい。

今村修（社会党） 国際社会の中で日本の責任がますます大きくなる時、過去の戦争責任について、小手先で対応するのではなく、責任を明確に認めて補償をきっちりすべきである。

五十嵐広三（社会党、護憲民主連合、建設大臣）（慰安婦調査）民間の調査、研究に対しても十分関心をはらうべき。／補償。さまざまな方法について、早期に前記方法も含め、検討が進められるべきと考える。

藤村修（日本新党）（旧日本軍の関与）慰安所にはさまざまな形態があったが。／（補償必要）強制的な従軍慰安婦に対しては。

志苦裕（社会党）（慰安婦補償必要）真相究明途上の現段階では、多様な方法を比較検討する必要がある。

堂本暁子（社会党、護憲民主連合）（8・1f）記念館がよいかどうかは、わからないが、真相の公開などは当然である。

公明党各議員 国家間の補償に関しては、条約で決着していると考えるが、個人に対しては補償に代わる何らかの措置が必要だと考える。

隠されてきた —毒ガス島からの告発— 「ヒロシマ」

辰巳知司 著
Tatumi Tomoji

◆A 5判 ◆184頁 ◆定価1751円

戦後四十数年して、いまだ安全宣言のない毒ガス島から、日本の毒ガス戦の実態をあますところなく伝える本書は、被害者としての視点から一転し、加害者としての日本の戦争を見つめなおし、勝つためには手段を選ばぬ戦争の非人間性を、歴史の教訓として強く訴える

【森村誠一（作家）】

〒170 東京都豊島区南大塚3-10-10 ☎03-3987-8621 [販売] 日本評論社

歴史認識を正し、 アジアとの信頼回復を

田中 宏

全国会議員を対象とするアンケート回答に目を通すのは初めてだが、回答率の低さに驚いた。このところ大きな問題になっていくだけに、国民の代表がこうしたことでのいいのかというのが、まず率直な感想である。

低い回答率（一三・一％）ではあるが、党派別にみると、社会党（三八・四六％）、さきがけ・日本新党（三〇・一八％）、公明党（一四・六六％）、新生党（九・五二％）が比較的高く、いっぽう自民党（一・五五％）、共産党（〇・三八％）が特に低いことが目立つ。

自民党の無関心ぶりが、この問題を放置してきたことを反映しており、逆に連立与党の回答率が相対的に高いことが、新政権のこの問題に対する姿勢と関連しているのだろうか。こうした回答率の偏りを前提に、若干のコメントを加えるをえない。

アンケートは、「従軍慰安婦」問題及びその他の戦後補償問題に分けて聞いている。問1及び問6については、さまざまな報道があるせいか、知識はそれなりに持っているようだ。また、「慰安婦」については、ほとんどの人が「早急に解決すべき問題」、「さらなる調査を」、「日本軍の関与」などの項目を選んでいて、補償問題については、ほとんどの回答

が非自民によるためか「補償が必要」とするものが大部分である。しかし、その方法になると、個人補償を行うべきだとする意見がほぼ半数だが、一方基金方式や国連の動きに委ねるものも多く、まだ方向が定まっていけない。

「国家間の解決」と「個人の請求権」の関係については、「国家間の解決のなかに個人の請求権問題も吸収される」と答えたものは極く少数である。したがって、「北朝鮮以外は解決済」というわけにはいかないことになる。しかし、もし外務省答弁の引用がなかったらどういう回答になったか、また自民党の回答率がもう少し高かったら、という結果になったのだろうか。

「歴史教育」については、教科書の記述をより充実させる必要は感じているものの、戦争に関する遺跡や記念館などによる実物教育への関心が、もっと高くあつてはしなかった。「国会決議」なり「特別委」の設置などが選ばれているが、国際社会からも注視されている問題だけに、自民党政権が歪めてきた歴史認識を正し、「アジアとの信頼を回復し」、顔のない日本」を返上してほしいものだ。

（たなか・ひろし／一橋大学教授）

国会で徹底した調査を

吉見義明

回答から見ると、従軍慰安婦制度は人権・人道に反する恥すべきものであり、「慰安婦」は強制的に、あるいはだまされて連行・使役されたのであると、補償または補償にかわる措置が必要であるという点で、ほぼ共通の認識があるようである。しかし、党派別にみると、かなりの相違がある。たとえば、強制使役や広義の強制連行について、既に政府が認めているにもかかわらず、「わからない」とあるいは強制はなかったとする回答が自民党議員の中に多くあり、新生党・さきがけ・日本新党・民社党の中にもいくらかある（この立場からは補償は必要ない、あるいはわからないということになる）。

このことは、政府見解の根拠が十分に開示されていない（たとえばヒアリング内容が公開されていない）こと、政府調査が中途半端であることと深い関係があるであろう。また、立法院による調査が行われていないことも大きい。国会に調査委員会を設置し、各国の元「従軍慰安婦」や日本の関係者からのヒアリングを行うなど、国民が共有できるような調査が求められているのである。また、政府所管資料で重要なものの多くが非公開・未調査であることを考えれば、民間の研究機関などに調査権・調査費を付与

して調査を委託するなど、これまでの政府調査の枠をこえた思い切った措置が必要だろう。

現に、このアンケートでも、これまでの政府調査で充分だとの回答は四名しかなく、国内資料の徹底調査とヒアリングなど海外調査が必要との回答が圧倒的である。徹底した調査なしには、諸外国の信頼は生まれない。これは、国会でぜひ実現していただきたいと思う。

次に、補償（ないし補償にかわる措置）をどうするのかという点で、見解がわかれていることに注目しなければならぬ。被害者へどう直接補償するか、国際機関の勧告に従う方式にするのか、どのような特別立法をつくるのかなど、検討すべきことは多い。民間の意見を広く聞いて、具体策を練り上げてほしい。その場合、日本人の誠意・反省を世界中の人々に明確に示すような思い切った措置が必要だろう。

教育への反映という点では殆ど異論がないようである。また、記念館の設置や関連遺跡の保存について、党派をこえたかなりの賛意が示されていることが印象的だが、これも実現にむけて積極的に取り組んでいただきたいと思う。

（よしみ・よしあき／中央大学教授）

〈個人の補償〉の実現を

村井吉敬

東インドネシアの孤島ババル島で、一九四四年に一つの村の住民のほとんど全員七〇〇名が虐殺されるという事件があった。昨年、この島に行きつて生き残った数少ない村人の話を聞いた。女・子ともまわらずに殺され、遺体は川に投げ込まれたという。村の家も教会もすべて焼かれた。村人たちはこの惨害をいま、調査し補償要求の声をあげ始めた。しかし彼らは、その声をどこに届けるべきかさえ知らない。日本がインドネシアに戦争の賠償を支払ったという事実さえ知らない。慰安婦、兵補、ロームシャたちは、いま、ようやく声をあげるようになった。日本が「国際貢献」と声高に言えば言うほど、こうした人たちの声も大きくなってゆくだろう。

今回の国会議員アンケートの回答の少なさは、戦禍、植民地支配を受けたアジア・太平洋の当たり前の人びとの日常の感情を逆なでするほどのものであった。総選挙、政権交代というただならぬ時期を考慮しても、なおかつあまりに低いのではないだろうか。とりわけ四〇年近く政権の座にあった自民党からはたったの五人しか回答がなかった。与党になった社会党からの回答が補償問題に関しては一番前向きと思われるが、はたして、連合政権内で、彼らの前向きの姿勢が貫け

るものか、大いに危惧される。

興味深いのは日本新党・さきがけのグループと新生党からの回答である。ばらつきが見られ、自民党「守旧派」のような見解も見られるが、新議員の多くは、補償の必要性、さらなる調査、国会での特別委員会の設置、歴史教育の充実などで前向きな回答を寄せている。こうした「普通の感覚」が麻痺しないような永田町になっていくのかどうかを監視するのは市民の任務であろう。

戦後補償については、官僚の「無言の」抵抗がこれからの壁になるかもしれない。とりわけ大蔵省、外務省、厚生省などの動向を見てゆきたい。過去の実績・積み上げの上に、省益的に思考する官僚にとつては「個人への戦後補償」という範疇はない。財源もないというだろう。それを突破するのが政治・政治家の役割である。たてまとして、補償の必要性を訴える回答が多かったことは歓迎すべきことだが、政治はそれを実体化することである。議員諸氏の健闘を期待したい。

(むらい・よしのり／上智大学教員)

●喧嘩の準備

裁判所における我々判事補の仕事中には、所属する部に通常配点される訴訟事件以外のものもかなりある。逮捕状や勾留状の発布といった令状事務はもちろんのこと、保全、執行、証拠保全、書記官や事務官等の職員に対する講義等々、結構時間がとられるものである。なかでも証拠保全は一件でほとんど一日つぶれてしまうので、忙しい時にはつらいものである。

先日、簡易裁判所判事の都合がつきそうもないということ、本庁からかなり離れた郡部の証拠保全の当番が回ってきた。

事案は「医師に体の不調を数カ月にわたって訴え続け、たいしたことはないと言われて投薬の指示のみを受けていたところ、後に胃潰瘍であることが判明したが、投薬期間に胃潰瘍がかなり進行してしまったばかりか指示されていた薬が実は胃潰瘍患者に用いてはいけないものだった」というもので、カルテ等の検証を求める医療過誤事件である。

このようなカルテの検証を求める訴え提起前の証拠保全はよくあるもので、証拠保全事件のほとんどを占めるものだし、カルテを見て申立人が訴え提起をやめることも多い。が、しか

判事補 ×MEMO

し、いきなり裁判官に乗り込んでこられる(改竄を防止する意味で、申立書の送達後検証開始の二時間前位に行われるのが通常である)病院としては日常的なわけもなく、国公立病院やかなり大きな病院は別として、「突然来られても困る。改竄を疑うなどとはけしからん」と主張されることが多い。

今回もやはりそんな文句が出た。ただ文句が出るだけでも病院の説得は結構大変なのに、今回は、立会いに来た申立人本人が「これからは何かあればこの病院にからなければならぬので、関係が悪くならないようにしたい」などと言いつつ始めてしまった。

虫のいいこと言うなよ、など心の中で思いつつ、普段よりも一層言葉を選んで説得をし、なんとか無事検証をおえたのであるが、都市部と違って入院設備の整った病院が少ない地域では、申立人の訴えた事情は切実なものである。

帰りの道すがら、同行の書記官と「訴訟や証拠保全制度の理解が浸透したら、少しは相手方の感情もおさまりやすいのかなあ」などと話しながらも、さすがに「相手の感情を害さないで喧嘩(の準備)をしてくれって言うわっても無理があるよなあ」と思ってしまった一日であった。

(M)